令和5年 第5回 教育委員会定例会会議録

令和5年5月8日(月) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2611号

令和5年第5回定例会

日 時 令和5年5月8日(月) 午前10時00分 開会場 所 港区役所7階 教育委員会室

W // ICED/// III WILDYAL								
「出席者」	教	育	長		浦	田	幹	男
	教育長職務代理者				田	谷	克	裕
	委		員		山	内	慶	太
	委		員		寺	原	真和	子
	委		員		中	村		博
「説明のため出席した事務局職員」	教育推	進部	長		長名	11(浩	義
	学 校 教	育部	長		吉	野	達	雄
	教育县	亳 室	長		佐	藤	博	史
	図書文化	上財課	長		齊	藤	和	彦
	学 務	課	長		鈴	木		健
	学校施設	担当調	長		井	谷	啓	人
	教育指導	担当調	長		篠	崎	玲	子
「書記」	教育総	務係	長		本	城	典	子
	教育	総 務	係		小	宮	綾	雅

「議題等」

日程第1 報告事項

- 1 港区立御田小学校ちゅう房機器の購入について
- 2 切れ目ない相談支援体制の強化に向けたコンソーシアムの設立について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和5年第5回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 それでは日程に入ります。本日の署名委員は、寺原委員にお願いします。

日程第1 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- ○教育長 それでは、日程第1、報告事項に入ります。「港区立御田小学校ちゅう房機器の購入について」説明をお願いいたします。
- ○学務課長 それでは報告資料ナンバー1に基づきまして、ご報告させていただきます。「港区立御 田小学校ちゅう房機器の購入について」でございます。

令和6年4月に御田小学校が仮校舎へ移転することに伴いまして調理室のちゅう房機器の購入を するものでございます。

ちゅう房機器の購入物品につきましては、記載のとおり96点となってございます。

項番2としまして、新規にちゅう房機器を購入する理由を記載してございます。

現在、御田小学校で使用しているちゅう房機器の多くは耐用年数を超えており、移転しての使用 に耐えないため、新規に機器を購入するものでございます。ただし、耐用年数以内の機器について は新校舎への移設や他の学校で耐用年数を超えた機器と入れ替えるなど、引き続き活用していく予 定でございます。

なお、本件につきましては、令和5年第2回港区議会定例会に議案として提出する予定でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○田谷委員 旧三光小学校に既にある既存の設備というのは使えないのですか。それとももう撤去 しているのでしょうか。

それから、仮校舎が終わってまた本校舎に戻るときには、その設備はもちろん移動されるのでしょうか。

○学務課長 既存の物で使う物としては、例えばスチームコンベクションというのがございまして、 これは500万円以上するような物なのですが、こちらについては耐用年数がまだ3年程度しか経 過していないということで、再利用するところでございます。

あとは、移動台とかそういった物についても、御田小の新校舎に移すということで予定しております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 一般的な質問になってしまうのですけれども、耐用年数以内の機器はということで、 耐用年数はどの程度あって、かつ、それを超えたかどうかというのは、このちゅう房機器にかかわ らず、学校の校内には例えば運動具とかああいう物というのは、耐用年数がたったかどうかという のは、どうやって教育委員会としてはチェックしているのか。そこら辺を教えてもらうと助かりま す。

○学務課長 まず、ちゅう房機器の関係で言いますと、今回メーカーと耐用年数について基本的に は日頃の修繕ないし保守点検の中で使用に耐えられるかどうかというのを確認しており、概ね10 年程度としております。

また、その他の機器については、またこれもメーカーと確認しながら耐用年数を過ぎている、過ぎていないを判断し、財政当局と都度交渉していく状況でございます。

- ○中村委員 物によって耐用年数は全然違うのではないかと想像されるのですけれども、それぞれ の耐用年数が、違う年数が例えば超えているか超えていないか。超えたからチェックするとか、あ るいは何年ごとに定期的にチェックをしているとか、そういう現実はあるのでしょうか。
- ○学務課長 財政的に、年度ごとに必要な機器のリニューアルは検討しておるところでございます。 委員がおっしゃいましたとおり、それぞれの機器によって耐用年数というのは異なっております ので、その都度学校の意見や我々の方で確認している状況を踏まえて、リニューアルを検討しているというのが実態でございます。

ですので、今回ちゅう房機器については押しなべてそうなのですが、全てにおいて耐用年数を過ぎて、それを修繕なり保守点検で使用しているという実態がございますので、これについては非常に喫緊の課題というか、非常に課題が多いというところで認識してございます。

○中村委員 リスク管理という観点から考えると、予算との絡みで考えていくというのは発想が逆 だと思うのですよね。

基本的には耐用年数というのがメーカーさんから、この物は何年ですよと言われたのであれば、 その年数を基準にして、その年数を超えたのであれば、超えたものは必ずチェックを入れるという ことをやっていかないと。ちゅう房機器ぐらいだったらあれかもしれませんけれども、例えば運動 場とか体育館の運動器具関係だと事故が起きる可能性が高いので、その辺のチェックですよね。

耐用年数を超えているかどうかのチェックは、定期的にちゃんと耐用年数を調べておいて、それ を超えたら「ここは耐用年数を超えているからチェックしなさい」ということをするように心がけ た方がいいと思うので、できればそういう方向でやってもらうと助かります。以上です。

- ○学務課長 何より安全をおろそかにする訳には行きませんので、定期的な点検の方法等具体的に 検討できるかどうか、探ってみたいと思います。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。
- ○山内委員 今のご指摘は非常に重要な点だと思いますけれども、一つは事前に設定されていた耐用年数と、それから実際の消耗具合、損傷具合、あるいは不具合具合というところときちんと両面から見ていかなければいけないということだと思うのです。

片方ではリスク管理の視点から見る必要があるし、他方では経費の削減という点からは業者のいいなりで、全部業者の指定した耐用年数だけで更新していたら過剰な投資になってしまうので、そういう意味では事前の耐用年数というのはありますけれども、一方で今、中村委員が言われたように、そのタイミングできちんと消耗具合、損傷と不具合具合を確認していくと。その両面で見ていくことが必要かなと思います。

○学校教育部長 今のお話ですが、そのとおりでございまして、学校では、先程の運動器具については、必ず毎年安全の確認、チェックを、それこそ触りながら行っているところです。この耐用年数はもちろんなのですが、実際に学校の教職員が目で、手でチェックするということは確実に行っていますので、それをきちんとこちらでも把握していきたいと思っております。以上です。

○学校施設担当課長 学校施設担当課長からも補足させていただきます。

まず、耐用年数の件ですけれども、先程委員からもご指摘がありました運動器具とか、そういった安全に係る部分に関しては、基本的に毎年専門家による点検を実施しています。その中で不具合が生じたものに関しては耐用年数未満であっても交換、修繕等を行っているところです。

またそれ以外の設備機器、そういったものに関しては、それぞれ15年であったり20年であったり、一般的な耐用年数等を把握しておりますので、その都度点検をおこなったうえで耐用年数に応じて周期的に更新するようにしております。

またそれ以外も、学校から応急的な対応が求められた場合や、不具合が生じた場合については、 随時対応しているところです。

以上になります。

- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。
- ○中村委員 運動場にある運動器具というのは耐用年数というのはあるのですか、最初つけたとき に。例えば5年とか10年とか、そういうのはないのですか。運動器具の場合。質問です。
- ○学校施設担当課長 運動器具に関してはメーカーが独自に定める保証期間や耐用年数があります。 概ね 1 0年という期間が定められていたりしますが、基本的に耐用年数を過ぎてしまうと壊れてしまうとか、そういった意味で設定されているものではありません。

ですので、保証期間等を過ぎましても、基本的に不具合が生じていなければ使用しているという 状況ですけれども、先程申し上げたとおり毎年の専門家による点検を実施し、未然に不具合等がな いかを確認しています。

なおかつ、学校において日常的な点検は実施しているという状況でございます。

○寺原委員 先月、日経新聞だったと思いますけれども、文科省が各学校に施設の安全点検の状況を確認したところ、結構な数の学校がきちんと点検すべき時期に点検していないということが分かったという記事があり、その理由として、先生方がふだんのお仕事もある中で、そのチェックをするところまで手が回っていないということが原因の一つと書かれてありました。今のお話からすると、港区の場合、基本的には専門の方にお願いするということもあり、先生方に対する過剰な負担にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

○学校施設担当課長 港区では例年4月に、全校一斉的に安全総点検というのを実施しています。 その際に安全項目表というものを各学校に配布しておりますので、その項目表に基づいて点検を実施しています。

それ以外に専門家による実施と申し上げましたのは、建築基準法に基づく定期点検制度、こういったものもございますので、外壁の剥落防止ですとか、学校の先生では把握できないような不具合、 そういったものについては専門家の目を入れて点検するようにしております。

○教育長 港区では竹芝のエレベーター事故があったこともあり、施設関係の安全点検には非常に 力を入れております。

学校も今、部長、課長、それぞれからお話があったように、しっかりと点検をしておりますけれども、今、部分的にそれぞれの点検の報告をしましたが、全体として例えば通学路点検も含めて、こういう形で全ての安全点検が行われているというものは一表にして、次回に説明させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○田谷委員 せっかく給食の設備のお話が出たのでお伺いしたいのですけれども、昨今、港区、児童・生徒の数がすごく増えているではないですか。当初想定していたよりも教室数が増えてしまって、子どもの人数も増えていると。

そういうときに給食の設備の対応とか、あるいは食器類の対応とか、その辺はどうなっているのでしょうか。

- ○学務課長 児童数の増加に応じた物品の購入については、今回は移転ですけれども、都度、想定 児童数に応じた配備をしておるところです。
- ○田谷委員 給食が足りなくなったとかいう話は聞いたことがないので十分対応されているとは思 うのですけれども、取りあえずそれを伺って安心しました。ありがとうございます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この報告については以上とさせていただきます。
 - 2 切れ目ない相談支援体制の強化に向けたコンソーシアムの設立について
- ○教育長 次に、「切れ目ない相談支援体制の強化に向けたコンソーシアムの設立について」説明を お願いいたします。
- ○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー2を用いまして「切れ目ない相談支援体制の強化に向けたコンソーシアムの設立について」の報告をさせていただきます。

それでは資料を御覧ください。

まず項番1の背景でございます。

令和4年度に特別な支援を要する児童・生徒が社会で豊かに生きるために必要な教育や支援する ことに関するアドバイスやコーディネートを行う「特別支援教育コンシェルジュ」を教育センター に配置しました。現在は、前御成門小学校校長の和田先生にお願いしてございます。

関係機関がそれぞれ対応しているケースについて、担当者レベルで個別に情報共有をしています。

例えばうちでいいますと指導主事、それから特別支援の相談の心理士、それから教育相談の担当の者、区で言いますと、障害者福祉課の担当者の方、支所の方、それから子家セン、児相とかという形で、個々でしっかりと対話をしているのですけれども、関係機関で情報共有できる会議体が現在のところございません。

また、関係機関は他の機関の支援内容を具体的に把握し切れていないので、それぞれの機関がどのような支援を行っているのかというのを、完璧には理解し切れていないというところが課題としてあり、切れ目ない相談体制を強化することが現段階として求められているということで捉えております。

昨年度には、コンソーシアムの設立に先立ちまして、関係機関の代表者で構成する「港区特別支援教育連絡協議会準備会」を開催いたしまして、今後の取組の方向性や課題等について共有いたしました。

このコンソーシアムというのは共同事業体で、ここで言うと色々な部署が集まって、その問題について解決していくというものでございます。

項番2を御覧ください。内容です。

切れ目ない支援の充実に向けて、保育園・幼稚園の入園段階から高校卒業までの切れ目ない相談 支援体制を強化するために、関係機関から成り立つコンソーシアムを設立するということになりま す。

私ども、日頃は幼稚園段階から中学卒業までという形の色々な内容を管轄しているのですが、中学校のお子さんたちが、最終的にどういう希望を持って進路を目指していくと大人になったときにいいのかとかというところをしっかりと、お子さんたちもそうなのですけれども、保護者の方にもそれを理解していただくことが子どもの学びにつながるというところで、今回高校卒業までというところで、少し期間を延ばした形でのコンソーシアムを設立するという形を取りました。

こちらには代表者で構成する「港区特別支援教育連絡協議会」というものと、こちらで方向性を 決めたものを担当者レベルで解決していったり、取組に持っていくというところの会議として「港 区特別支援教育担当者連絡会」の二つの会議体から成ります。

会議の方では、切れ目のない支援に関する取組の方向性の共有や確認、それから課題の共有を行った上で、確認した事項について具現化をしていくような形で考えてございます。

詳しくは別紙というものをつけさせていただいているのですが、こちらのA部会となっているものが代表者会議、こちらで方針等を決めたのがB部会の方で、現場レベルで実際にその問題について、どうやると解決していけるかというものをしていくような会議になってございます。

本編に戻りまして、今後の予定のところでございます。

5月17日に第1回目の「港区特別支援教育連絡協議会」を行いまして、令和5年度中に「港区特別支援教育担当者連絡会」を4回程開催いたします。

2枚目になりますが、構成員のところを御覧ください。こちらは充て職となってございまして、 会長が学校教育部長、副会長が教育指導担当課長、委員がこちらに書いてございますように、障害 者福祉課長、子ども家庭支援センター所長、児童相談所の指導相談課長、児童発達支援センターの 方、お医者様、特別支援学級設置校の校長代表、都立特別支援学校の校長代表、それから特別支援 コンシェルジュという委員で構成して、切れ目のない支援をできるようにしていきたいと思ってご ざいます。

簡単ではございますが、以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○中村委員 このコンソーシアムの設立はいつの予定なのですか。
- ○教育指導担当課長 こちらは令和5年4月1日に設立という形になります。 第1回目の会議は5月17日に行います。
- ○中村委員 この連絡協議会というのがコンソーシアムということなのですか。
- ○教育指導担当課長 連絡協議会で方針を決め、担当者連絡会でその方針に基づいた具体的取組を話し合ってやっていくという形になりますので、AとBが両輪になり、コンソーシアムという形になります。
- ○中村委員 AとBで今年1年やって、次の年か何かにちゃんとした組織をつくるのかなと思って しまったものですから、そういう意味ではなくて、このAとBを二つ合わせてコンソーシアムとい う、そういう位置づけということでよろしいですか。
- ○教育指導担当課長 おっしゃるとおりでございます。
- ○中村委員 分かりました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。
- ○山内委員 こういう教育関係、それから障害福祉関係等々、各部署が集まって包括的にサポートする仕組みをつくるのはとても大事なことだとは思いますが、そのときに、この資料にあるような背景、内容、理念的なところはよく分かりますけれども、実際にこの1年、2年、御覧になっていて、具体的なところでこういうところをもっと手当しなければいけないのだという、何かおそらくこの背景にはそういう問題意識があるのだと思うのですけれども、どんなことが実際に課題となっているのかというところをもう少し具体的に、お話しできる範囲で構いませんけれども、紹介していただければと思います。
- ○教育指導担当課長 私どもの部署で言いますと、子どもたちが次に進学するときに、進学するのか、就職するのかというところを、学校を通じてサポートしていくような立場なのですけれども、例えばこのままお子さんが通常の学級で学習していくと、将来的に本当にこのままこの状況で就職できるかとか、上級の学校に進学できるかといったときに、どちらも難しいなと、状況とか色々なことから総合的に見て判断せざるを得ない場合があります。

そういった場合に、もう少し早く保護者の方たちに例えばキャリア教育の視点からでも、こういうやり方もあるのだよとか、こういう支援をやると、もっと子どもたちにいい教育が行けるよということを事前にお知らせできると、もう少し選ぶ期間が長くなっていいのかなというような相談案件とかがありましたので、そこはみんなが共通理解をしていくと、誰からともなくその子のために

というような支援ができるかなというところで、こうしたコンソーシアムを設立しようかなというところになりました。

- ○山内委員 ありがとうございました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

- ○教育長 本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員の皆様または説明員 の皆さんから、その他何かございますでしょうか。
- ○教育指導担当課長 本日からコロナが五類になるということに関しまして、学校の対応というと ころでお話をさせていただきたいと思います。

5月2日に区のコロナ会議も行われまして、こちらの方針も受けまして、学校としては原則、マスクについては着用を求めないということについては、学校にもしっかりと話をして共通理解しているのですが、加えて、パーテーションであったりとか、サーモグラフィーなどの設置なども求めず、とにかく日常を取り戻した形での教育活動を進めていきましょうというところで、校長会とかにもしっかりとお話はしていますが、今日こちらの教育委員会で報告させていただいた上で、学校に通知を出したいと思ってございます。

また流れについて、色々なことをやっていきながらということもあると思いますが、原則、日常 を取り戻して、しっかりとした学びを展開していくということで、港区教育委員会としては頑張っ てやっていきたいと思ってございます。

以上です。

○教育長 ただいまの学校のコロナ対応について、何か皆さんからご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後、学校の方に案内を通知させて、徹底はなかなか、脱マスクは難しい状況では ありますけれども、段階で皆さんが外せるように努力していきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○図書文化財課長 郷土歴史館から1点情報提供させていただきます。

先程のコロナが五類に移行するというお話に関連して、郷土歴史館は本日からコミュニケーションルーム、通称「触れる展示室」と呼ばれる大きい鯨の骨がある部屋なのですけれども、本日から通常に戻して運用しております。

こちらは郷土歴史館の中でも、郷土資料館時代からの目玉事業の一つになっておりまして、全国 的に非常に珍しい取組を行っております。

というのは、縄文土器ですとか弥生土器、動物の骨とか、本来、普通では触れることができない 物に触っていただけるという展示室になっておりまして、郷土資料館時代にはマツコデラックスさ んの番組にも学芸員が出演して、取り上げていただいたようなお部屋になっていまして、これまで コロナの影響でいっときひどいときには閉鎖をしていて、昨日までは見ていただけるけれども触れないという運用をしていたのですけれども、本日から気をつけていただきながら、実際に手に取って触っていただける展示室として運用を再開しました。ぜひお近くにお越しの際はお立ち寄りいただければと思います。

これからコミュニケーションルームの再開を機に、郷土歴史館も一層盛り上げていきたいと思っております。

私も5月4日、連休中、郷土歴史館を訪れたのですけれども、「港区こども月間」をやっているということもありまして、非常ににぎわっておりました。これからほかの施設ともしっかり連携して、より盛り上げていけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

そうすると、今日から図書館を含めた各施設、あと科学館も含めて、何か制限がかかるものは何 もなくなったということで、全てコロナ前に戻ったということで、いいですね。

- ○教育指導担当課長 はい。
- ○図書文化財課長 はい。
- ○教育長 ということになりましたので、全ての制限がなくなったということになります。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。次回は臨時会を、今月22日月曜日午前 を予定しています。こちらはオンラインでの開催予定です。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子